

平成23年4月1日

再生債権者 各位

再生債務者 日本振興銀行株式会社

債権者説明会のご案内
(第二日本承継銀行への事業譲渡について)

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けるとともに、平成22年9月13日、東京地方裁判所より再生手続開始決定を受け、再生裁判所及び監督委員の監督の下、再生手続を遂行しております。今般、当行の金融機能の維持継続を図るため、預金保険法に基づき設立された株式会社第二日本承継銀行に当行の事業の一部を譲渡することとし、平成23年4月1日、東京地方裁判所に対して、民事再生法42条1項に基づく事業譲渡の許可の申請手続を行いました。

つきましては、再生債権者の皆様方に対し、第二日本承継銀行への事業譲渡についてご説明をさせて頂くべく、下記1のとおり債権者説明会を開催しますので、ご案内をさせていただきます。

※今般の第二日本承継銀行への事業譲渡の内容等については、別紙の「事業譲渡概要書」をご確認ください。

※今般の債権者説明会は、当行において再生債権者の皆様に事業譲渡の内容等についてご説明するために開催する説明会です。再生債権への弁済率その他再生計画案の内容についての説明会ではありませんので、ご承知おきいただけますようお願いいたします。なお、債権者説明会に出席いただかなくとも特段の不利益はありません。

※第二日本承継銀行への事業譲渡について、東京地方裁判所民事第20部合議係にて、民事再生法42条2項に基づく再生債権者の意見聴取をしております。事業譲渡について、ご意見がある方は、下記3のとおり、平成23年4月13日(水)までに、東京地方裁判所宛に書面でご意見を提出して頂きますようお願い申し上げます。

記

1 債権者説明会の開催日時・場所

- (1) 開催日時 平成23年4月11日(月) 午後2時00分～午後4時00分
(受付開始時間：午後1時30分～)
- (2) 開催場所 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
日本消防会館 ニッショーホール

※アクセスは添付の地図をご参照ください。また、会場に駐車場がありませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用いただけますようお願い申し上げます。

※会場席数に限りがございますので、大変申し訳ありませんが、1債権者について2名までのご出席とさせていただきます。

2 本件に関するお問い合わせ先及び当行のホームページ
日本振興銀行 0120-933-247 (平日午前9時～午後5時)
当行のホームページ (<http://www.shinkobank.co.jp/>)

3 事業譲渡にご意見がある方の意見書の提出先

(1) 提出期限

平成23年4月13日(水) <必着>

(2) 提出先

東京地方裁判所民事第20部合議係

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番2号

以上

(会場地図)



- 東京メトロ銀座線 / 虎ノ門下車 2番・3番出口徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線 / 神谷町下車 4番A出口徒歩10分

日本消防会館(ニッショーホール)
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
TEL:(03)3503-1486

事業譲渡概要書

再生債務者 日本振興銀行株式会社

1 譲渡対象事業

再生債務者が行う、預金の受入れ、資金の貸付け、その他これらに付随し又は付帯する業務の一部（以下「本件事業」）

2 譲渡財産

(1) 譲渡資産

第二日本承継銀行が保有する資産として適当であることの確認を受けた本件事業に係る資産（現預金、貸出金、有価証券、営業用動産、営業用不動産、ソフトウェア等）

(2) 承継債務

- ① 預金保険で保護される預金（平成 22 年 9 月 10 日（以下「破綻日」）以降の利息を含む）のうち、事業譲渡実施日までに払戻しされていないもの
- ② 破綻日以降に預け入れられた預金のうち、事業譲渡実施日までに払戻しされていないもの

(3) 契約上の地位

本件事業に係る事業譲渡実施日現在にて存在する契約上の地位

3 譲受会社

商号 株式会社第二日本承継銀行

本店所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号 新有楽町ビルディング 9 階

4 事業譲渡実施日

平成 23 年 4 月 25 日

5 事業譲渡価格

事業譲渡実施日現在の再生債務者が譲受会社に承継する資産評価額から承継債務評価額及び事業譲渡に関して発生する所定の費用を控除した金額（ただし、譲受会社が、本件事業を他の金融機関等に対して再承継（合併・事業譲渡・株式譲渡等）したときに利益が生じた場合は、所定の方法により計算した利益を再生債権者に還元する。）

6 資金援助

再生債務者は、預金保険機構から、再生債務者の債権者間の衡平を図る（事業譲渡の前後で同一の弁済率を維持する）ための資金援助（金銭の贈与）を受けることを予定している。

7 事業譲渡の効力発生事由

本件事業の譲渡についての裁判所の許可及び金融庁長官の承認があること等

以上